

H28.6.1より

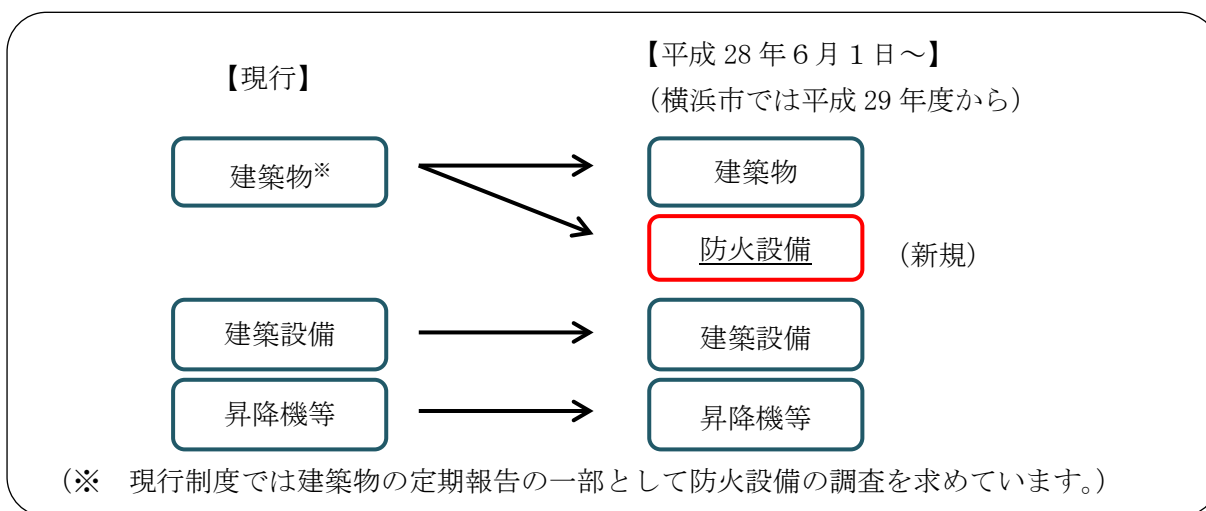
新たに「防火設備」の定期報告が必要になります

平成 28 年 6 月 1 日より、「防火設備」が定期報告の対象となります。なお、横浜市では 平成 29 年度より 定期報告が義務づけられます。

1 「防火設備」の定期報告の概要

防火扉・防火シャッターなどの防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く）に限る、以下同じ。）について、建築物の調査・報告とは別に、定期報告が必要となります。

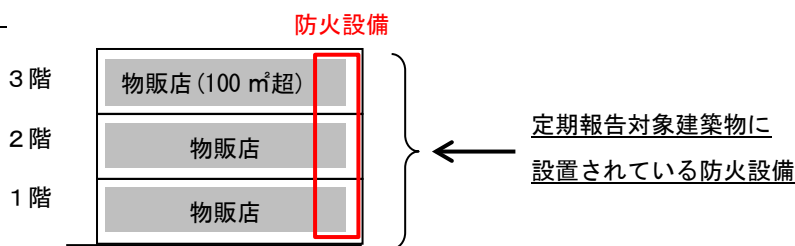
建築物の所有者等は、定期報告の対象となる防火設備の状況について、一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員に検査をさせて、その結果を横浜市に報告することになります。

**2 横浜市の「防火設備」定期報告の対象**

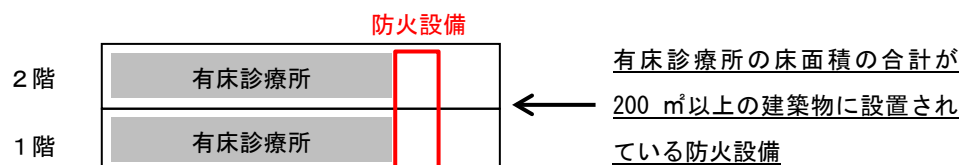
- (1) 定期報告の対象となる建築物に設置されている防火設備
- (2) 病院、有床診療所又は児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設を有するものに限る。）の用に供する部分の床面積の合計が 200 m²以上の建築物に設置されている防火設備

○ 「防火設備」定期報告の対象となるケース

(例 1)



(例 2)



3 「防火設備」の定期報告の報告周期・時期

1年に1回、下表に記載する提出時期に報告します。

横浜市では、平成29年度から「防火設備」の定期報告が必要になります。

(平成28年度は経過措置として「防火設備」の定期報告を求めません。)

定期報告対象建築物の用途	提出時期※
	防火設備
劇場、映画館、観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所、 児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設を有するものに限る。)	毎年5月～8月 (H29年より)
演芸場、集会場、ホテル、旅館、 体育館（学校に附属するものを除く）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場（個室ビデオ店 等を除く。）、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店、展示場、 個室ビデオ店等、複合用途建築物、 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	毎年9月～12月 (H29年より)

※ 建築物が複数の用途で対象要件を満たす場合、報告時期はその主たる用途の項によるものとします。

【お問合せ】

〒231-0012

横浜市中区相生町三丁目 56-1 JNビル7階

横浜市建築局建築安全課建築安全係

電話：045-671-4539 FAX：045-681-2434